別紙様式第９号（第87条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

１～５　［略］

１　当金庫の現況に関する事項

⑴～⑹　［略］

⑺　事業譲渡等の状況

［表略］

（記載上の注意）

次に掲げる事項について記載すること。

１・２　［略］

３　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

４　［略］

⑻　［略］

２　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

［表略］

（記載上の注意）

１～７　［略］

［削る］

８　［略］

⑵　会社役員に対する報酬等

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

別紙様式第９号（第87条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

１～５　［略］

１　当金庫の現況に関する事項

⑴～⑹　［略］

⑺　事業譲渡等の状況

［表略］

（記載上の注意）

次に掲げる事項について記載すること。

１・２　［略］

３　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

４　［略］

⑻　［略］

２　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

［表略］

（記載上の注意）

１～７　［略］

８　事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることをもって当該理由とすることはできない。

９　［略］

⑵　会社役員に対する報酬等

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］